

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施する。

平成19年11月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の種類

試験の内容	試験科目	試験問題数
准看護師として必要な知識及び技能についての試験	人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護	150問

2 試験の日時

平成20年2月14日（木）午後1時から午後3時30分まで

3 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

4 受験資格

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者であること。

- (1) 省令第5条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成20年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）
- (2) 省令第5条の基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成20年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 省令第4条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成20年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）
- (4) 省令第4条の基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成20年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）
- (5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (6) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(5)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当と認めたもの

5 受験願書の受付期間

平成20年1月4日（金）から同月8日（火）まで

なお、郵送による場合は、平成20年1月8日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 受験願書の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部医療政策課（持参又は郵送によること。）

7 受験願書の添付書類

- (1) 4の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であるときは、修業証明書又は卒業証明書（平成20年3月31日までに学科を修め、又は養成所を卒業する見込みの者にあつては、修業見込証明書又は卒業見込証明書とする。この場合、同日までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。）
- (2) 4の(5)又は(6)に該当する者であるときは、外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証する書面
- (3) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）  
なお、その写真が本人に相違ない旨の受験資格に係る学校又は養成所の証明書（当該証明書の交付を受け

ることができない者にあつては、その写真と照合することのできる写真の付いた身分証明書とする。なお、郵送により提出する場合は、当該身分証明書は簡易書留郵便により後日返送するので、440 円切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封すること。)を添付すること。

#### 8 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、6,900 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納入すること。この場合、消印しないこと。

なお、県外から郵送により受験願書を提出する場合であつて、収入証紙を購入することが困難なときは、10(2)の問い合わせ先に相談すること。

#### 9 合格者の発表等

(1) 平成 20 年 3 月 12 日 (水) 午前 9 時に、合格者の受験番号を鳥取県庁本庁舎 1 階の掲示板に掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。

(2) 試験の科目別得点及び総合得点については、鳥取県個人情報保護条例(平成 11 年鳥取県条例第 3 号)第 19 条第 1 項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる。

#### 10 その他

(1) 受験願書の用紙は、鳥取県福祉保健部医療政策課において交付する。その交付請求、試験に関する照会等を郵送によって行う場合には、80 円切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(2) 試験の詳細については、鳥取県福祉保健部医療政策課(電話 0857-26-7190)に照会すること。